

「未決拘禁制度の抜本的改革を 有識者会議に期待する」

2005年12月6日
日本弁護士連合会
弁護士 西嶋勝彦

受刑者処遇法の成立と次の課題

- **行刑改革会議の提言(2003年12月)**

行刑の現状を改革するものとして日弁連は高く評価

- **受刑者処遇法の成立(2005年5月)**

刑事施設視察委員会の設置

電話の使用を認める

面会での職員の立会いを原則化しない

信書の検閲を原則化しない 等

受刑者処遇法の成立と次の課題

- 未決拘禁制度改革の議論のあり方

代用監獄問題も含めて、一から議論すべきである。

(法務省, 警察庁, 日弁連の三者協議会において確認済み)

受刑者処遇法の成立と次の課題

- **衆議院法務委員会の附帯決議(抜粋)**

七 代用監獄制度のあり方を含め，未決拘禁者等の処遇等については，日本弁護士連合会との協議を迅速に進め，早期の法整備の実現に努めること。

- **参議院法務委員会の附帯決議(抜粋)**

九 代用監獄制度の在り方を含め，未決拘禁者等の処遇等については，日本弁護士連合会との協議を迅速に進め，早期の法整備の実現に努めること。

今次未決拘禁制度改革の視点

有識者会議は行刑改革会議の未決版
身体拘束は例外，最小限に
無罪推定を処遇原則に
国際水準に合致するように

今次未決拘禁制度改革の視点

有識者会議は行刑改革会議の未決版

- 本年6月からの法務省，警察庁，日弁連の三者協議では，多くの部分で平行線のまま

当局が**拘禁二法(刑事施設法案，留置施設法案)**の発想から抜け出せていない点に原因がある。

- 有識者会議では常に「改革」の視点で審議していただきたい。

今次未決拘禁制度改革の視点

身体拘束は例外，最小限に

- あらゆる基本的人権の前提は**人身の自由**
- 未決拘禁は**人身の自由**に対する重大な処分
- 捜査当局は未決拘禁を取調べに利用している(**代用監獄制度**)
- **国際人権(自由権)規約9条3項**
「裁判に付される者を抑留することが原則であってはならない。」

今次未決拘禁制度改革の視点

無罪推定を処遇原則に

- 未決拘禁者は**無罪の推定**を受けている。
- 「国際準則からみた刑務所管理ハンドブック」(アンドリュー・コイル著・(財)矯正協会刊)

「未決被収容者の管理上最も重要な原則は、彼らが常に無罪の推定を受けているということである。既決被収容者とは異なり、彼らは刑罰として刑務所に収容されているのではない。刑務所当局は、彼らのこの法的な地位が処遇や管理に反映されるよう努めなければならない。」(同127頁)

今次未決拘禁制度改革の視点

国際水準に合致するように

- 1979年 国際人権(自由権)規約を批准
- 条約の実施状況に関する日本政府報告書が国際人権(自由権)規約委員会で審査
- 2度にわたり、代用監獄の廃止等の改善勧告を受ける。

資料5 . 日本弁護士連合会「国際人権(自由権)規約委員会最終見解の実現のために～代用監獄・死刑・刑務所 議論から改革の実行へ～」をご参照

今次未決拘禁制度改革の視点

国際水準に合致するように

- 本年7月 法務省, 警察庁, 日弁連の代表が
オーストリア, イタリアの未決拘禁施設を調査

合同調査報告書をご参照

ウィーン警察・ギュルテル警察留置センター



留置センターの内部。警察に逮捕，留置された者は48時間以内に裁判所に連れて行かれ，警察には戻らない。代用監獄はない。

2005/12/6

日本弁護士連合会

11

イタリア・ローマ県警本部留置場



ローマ警察本部の留置場の居室内。イタリアでは、警察に逮捕されてから**24時間以内に裁判所に連れて行かれ、警察には戻らない。**代用監獄はない。

ウィーン警察留置センター



ウィーン警察留置センター内の電話。一定の条件のもとに、
弁護人や家族などに電話をかけることができる。

ウィーン・ヨーゼフシュタット拘置所



ウィーン・ヨーゼフシュタット拘置所内の電話。プリペイドカード式。電話をかける際には職員が立ち会い、電話番号を確認するが、会話の内容は聴取していないという。

イタリア・レビツビア刑務所



イタリア・レビツビア刑務所内の電話。電話ボックスがある。電話の相手は、基本的に家族だけ。施設内の電話交換台を通じて、予め相手先として登録してある電話番号につないでもらう。看守は内容を聴取・録音しないという。

2005/12/6

日本弁護士連合会

15

イタリア・レビツビア刑務所



イタリア・レビツビア刑務所内の電話。プリペイドカードを差し込んで使用する。

ウィーンの警察署の弁護人面会室



ウィーンの警察署の弁護人との面会室。仕切り板はない。

ウィーン・ヨーゼフシュタット拘置所の 弁護人面会室



ウィーン・ヨーゼフシュタット拘置所内の弁護人との面会室。
透明の仕切り板はあるが、書類の授受ができる程度の小窓が
付いている。

2005/12/6

日本弁護士連合会

18

韓国の鍾岩警察署の弁護士面会室



韓国の鍾岩警察署における弁護士面会室。仕切り板はない。

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

本年5月 日弁連第56回定期総会

「未決拘禁制度の抜本的改革と代用監獄の廃止を求める決議」(資料2)

以下の点を含め、国際準則に沿った未決拘禁制度の抜本的改革と代用監獄の廃止を改めて強く求める。

- 1 被逮捕者を含む未決拘禁者の処遇を定める単一の法律を制定し、留置施設法案又はこれと同様の警察立法は制定しないこと。
- 2 夜間、休日の面会を確保し、弁護人との間の通信の検閲を廃止し、電話の使用を認めるなど、未決拘禁者と弁護人の接見交通権を十分に保障すること。
- 3 代用監獄の廃止に向けた手だてを尽くし、廃止までの間も、代用監獄の弊害を極力除去、軽減すること。
- 4 死刑確定者については、被勾留者に準じた処遇内容を保障すること。

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

本年9月16日

「未決等拘禁制度改革を目指す日弁連の提言」(資料1)

第1章 未決拘禁制度改革の抜本的改革

第2章 代用監獄の廃止とそれに至るまでの課題

第3章 拘置所における改革

第4章 死刑確定者の処遇

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

- (1) 代用監獄は廃止されなければならない
- (2) 外部交通の改革
拘置所における夜間・休日接見
電話等による外部交通
- (3) 未決拘禁制度の抜本的改革を目指して

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

(1) 代用監獄は廃止されなければならない

代用監獄は、**国際人権法上**、許されない。

逮捕された被疑者は速やかに裁判官のもとへ引致され、その後の身体拘束場所は警察の施設であってはならない。

被疑者の捜査を担当する機関と、身体拘束に責任を負う機関は明確に分離していなければならない。

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

国際人権規約委員会の日本政府への勧告

1993年 第3回日本政府報告書の審査

1998年 第4回日本政府報告書の審査

「代用監獄制度が、捜査を担当しない警察の部局の管理下にあるものの、分離された当局の管理下でないことに懸念を有する。」

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

代用監獄を利用した取調べの弊害事例

布川事件 (最近, 再審開始決定がなされた)

被疑者は別件逮捕されて代用監獄に収容され, 本件について自白を強要。

その後, 拘置所に送られ, 検事の取調べがあったが, 本件について否認したので, 代用監獄に戻され, 再び自白を強要。

こうして自白調書が再度作成された。

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

代用監獄の弊害事例(添付資料,資料3)

1994年以降の弊害事例(日弁連の調査による)

- ・虚偽自白を強要された事例 42件
- ・そのうち無罪・不処分となった事例 20件

代用監獄は「**冤罪の温床**」

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

- 代用監獄に関する警察庁の主張

「1980年に捜査と留置業務を分離したから、それ以降は代用監獄の弊害はなくなった」

- それに対する反論

- ・ 警察の内部でいくら分離しても、内部的な区別に過ぎず、代用監獄の弊害を除去するものにはならない。
- ・ 捜査官が留置業務までやっていることがある。
- ・ 留置よりも捜査が優先して、相変わらず深夜までの取調べが横行している。

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

代用監獄のその他の弊害

医療体制の欠如(非常勤の医療スタッフもない)

男性職員による、女性被拘禁者に対する
わいせつ行為が頻発

保護室がないため、防声具が使用されている(2004年には死亡事故が発生)

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

代用監獄の恒久化への動き

- 地方自治体による大規模留置場，独立留置場の建設
- 費用償還制度を廃止して警察予算化
- 防声具の使用継続へのこだわり
- 留置場内での懲罰制度新設の検討

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

(2) 外部交通の改革

拘置所における夜間・休日接見

電話等による外部交通

オーストリア, イタリアをはじめ, 諸外国では弁護人等との**電話の使用**が認められている。

韓国でも, 警察留置場や拘置所に, **画像面会システム**が導入されている。

韓国の鍾岩警察署の画像面会システム



韓国の鍾岩警察署の留置場における画像面会システム。被疑者の家族から被疑者宛に、カメラとマイクを付けたパソコンを使って、音声又はチャット方式で面会できるという(本年11月東京弁護士会による視察調査)。

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

(2) 外部交通の改革

信書の検閲

受刑者処遇法での非原則化

被疑者・被告人の防御権

弁護人との秘密のコミュニケーション

は絶対的に保障されるべき

日弁連の求める未決拘禁制度改革の内容

(3) 未決拘禁制度の抜本的改革を目指して

代用監獄制度の廃止

代用監獄は自白偏重の日本の刑事司法制度を支える根幹
刑事訴訟法の改正と密接に関連

裁判員制度の実施(2009年)

直接主義・口頭主義を実質化した公判中心主義への転換
「精密司法」から「核心司法」への転換
「取調べの可視化」を求める動き

法務省「更生保護のあり方を考える有識者会議」の設置

まとめ～100年先を見据えた改革

有識者会議への希望と期待

- ・ 未決拘禁制度の抜本的改革と代用監獄の廃止に向かって大いに前進する改革提言をまとめられることを切望
- ・ 国際社会に恥ずかしくない我が国刑事司法制度の構築に向けて、法制審の議論をこえて、その叡智を結集して実りある審議をされ、有意義な成果をあげられることを期待

有識者会議プレゼンテーション

「未決拘禁制度の抜本的改革を

有識者会議に期待する」

完